

## <パワーフレックス規約集>

2023年11月17日(金)よりパワーフレックス規約集を以下の通り改定いたします。

■ 改定日:2023年11月17日

### ■ 改定規定

- ・パワーフレックス取引共通規定
- ・パワーフレックス口座外貨預金規定
- ・金融商品仲介サービス規定(SBI証券)
- ・金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)
- ・パワーコール規定(パワーフレックス用)
- ・パワーダイレクト取引規定
- ・個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて

■ 変更・追加(削除)する文言は**朱書き**

### パワーフレックス取引共通規定(P. 1)

改定前	改定後
3. 既存口座の取扱い <b>既に投資信託総合口座等の既存口座をお持ちのお客さまがこの取引への移行を申し込み、当行が承諾した場合には、お客さまがこの取引への移行を承認されたものとして取扱います。この場合、既存口座にかかる印鑑届等の届出や適用される規約は将来に向かってその効力を失うものとしします。</b>	3. 既存口座の取扱い <b>この取引への移行が可能な口座を既に</b> をお持ちのお客さまがこの取引への移行を申し込み、当行が承諾した場合には、お客さまがこの取引への移行を承認されたものとして取扱います。この場合、既存口座にかかる印鑑届等の届出や適用される規約は将来に向かってその効力を失うものとしします。
6. お取引レポート (1)~(7)(省略) <b>(8)書面によるお取引レポートをもって、投資信託の取引残高報告書を兼ねることがあります。</b>	6. お取引レポート (1)~(7)(現行通り) <b>(8)(削除)</b>
9. 譲渡、質入れ等の禁止 (1) ①お預かりする預金、 <b>投資信託受益証券</b> その他この取引に基づくいっさいの権利	9. 譲渡、質入れ等の禁止 (1) ①お預かりする預金 <b>その他</b> この取引に基づくいっさいの権利

<p>②当行が発行するカード<del>およびセキュリティカード</del></p> <p>③<del>依頼内容を記載した振込金受取書または振込受付書等、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込取引および郵便振替口座への振込取引に基づく依頼人の権利</del></p> <p>④当行へ届出している電話番号およびワンタイムパスワード</p>	<p>②当行が発行するカード</p> <p>③当行または他の金融機関の受取人の預金口座あての振込取引および証券会社にある受取人の口座への口座振替等に基づく依頼人の権利</p> <p>④当行へ届出している電話番号およびワンタイムパスワードのほか当行が指定するもの</p>
<p>10. 解約等</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) パワーフレックス口座が、当行が別途表示する一定の期間、お客さまによる利用がなく、かつ定期預金、仕組預金、<del>投資信託</del>など当行所定の商品の残高がない場合には、当行はこの取引を停止することができるものとします。さらに当該口座につき、普通預金など当行所定の商品の残高が、当該期間当行所定の金額を超えることがない場合には、当行はお客さまに通知することによりパワーフレックス口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>10. 解約等</p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p> <p>(4) パワーフレックス口座が、当行が別途表示する一定の期間、お客さまによる利用がなく、かつ定期預金、仕組預金など当行所定の商品の残高がない場合には、当行はこの取引を停止することができるものとします。さらに当該口座につき、普通預金など当行所定の商品の残高が、当該期間当行所定の金額を超えることがない場合には、当行はお客さまに通知することによりパワーフレックス口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5)～(8) (現行通り)</p>
<p>17. 英訳の扱い</p> <p>この取引に関する日本語による諸申込書、諸請求書、諸届けその他書類ならびに規定および規約について、英語による併記または英訳文がお客さまに提示されることがありますが、それらの英語および英文はすべて参考のための便宜にとどまり、日本語による用語および文が正規のものです。日本語による記載内容と英語による記載内容が相違する場合は、常に日本語によるものが優先されます。</p> <p><del>※セキュリティカードの2023年8月27日付廃止に伴い、同日以降、この規定におけるセキュリティカードに関する記載は適用されません。</del></p>	<p>17. 英訳の扱い</p> <p>この取引に関する日本語による諸申込書、諸請求書、諸届けその他書類ならびに規定および規約について、英語による併記または英訳文がお客さまに提示されることがありますが、それらの英語および英文はすべて参考のための便宜にとどまり、日本語による用語および文が正規のものです。日本語による記載内容と英語による記載内容が相違する場合は、常に日本語によるものが優先されます。</p> <p>(削除)</p>

以上

## パワーフレックス口座外貨預金規定(P. 10)

改定前	改定後
-----	-----

<p><b>Ⅱ. 【外貨普通預金】</b></p> <p><b>4. 払戻し</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)払戻金の支払いは、お客さまのご指定により、次のいずれかの方法により行います。</p> <p>①日本円現金</p> <p>②お客さまのパワーフレックス口座における円普通預金または同一通貨の外貨定期預金への振替</p> <p>③ 当行所定の外貨間取引対象通貨の場合、お客さまのパワーフレックス口座における他の外貨間取引対象通貨の普通預金への振替</p> <p>④国内外の金融機関にある口座への送金(ただし、当行所定の通貨に限ります。)</p> <p>⑤<b>その他当行所定の方法</b></p> <p>⑥<b>(新設)</b></p>	<p><b>Ⅱ. 【外貨普通預金】</b></p> <p><b>4. 払戻し</b></p> <p>(1)～(2)(現行通り)</p> <p>(3)払戻金の支払いは、お客さまのご指定により、次のいずれかの方法により行います。</p> <p>①日本円現金</p> <p>②お客さまのパワーフレックス口座における円普通預金または同一通貨の外貨定期預金への振替</p> <p>③ 当行所定の外貨間取引対象通貨の場合、お客さまのパワーフレックス口座における他の外貨間取引対象通貨の普通預金への振替</p> <p>④国内外の金融機関にある口座への送金(ただし、当行所定の通貨に限ります。)</p> <p>⑤<b>証券会社にあるお客さまの口座への資金振替(ただし、当行所定の通貨に限ります。)</b></p> <p>⑥<b>その他当行所定の方法</b></p>
---	--

以上

**金融商品仲介サービス規定(SBI証券)(P. 12)**

改定前	改定後
<p>7. 取扱商品、受付時間等</p> <p>(1)当行は、提携証券会社から委託された仲介対象商品に限って取扱いを行います。また、当行の販売チャネルによって取り扱う仲介対象商品やサービス、手数料体系、受付時間等が異なることがあります。</p> <p>(2)～(3)(省略)</p>	<p>7. 取扱商品、受付時間等</p> <p>(1)当行は、提携証券会社から委託された仲介対象商品<b>およびサービス</b>に限って取扱いを行います。また、当行の販売チャネルによって取り扱う仲介対象商品やサービス、手数料体系、受付時間等が異なることがあります。</p> <p>(2)～(3)(現行通り)</p>

以上

**金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)(P. 14)**

改定前	改定後
<p>7. 取扱商品、受付時間等</p>	<p>7. 取扱商品、受付時間等</p>

<p>(1) 当行は、提携証券会社から委託された仲介対象商品に限って取扱いを行います。また、当行の販売チャネルによって取り扱う仲介対象商品やサービス、手数料体系、受付時間等が異なることがあります。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(1) 当行は、提携証券会社から委託された仲介対象商品 <b>およびサービス</b> に限って取扱いを行います。また、当行の販売チャネルによって取り扱う仲介対象商品やサービス、手数料体系、受付時間等が異なることがあります。</p> <p>(2)～(3) (現行通り)</p>
--	--

以上

### パワーコール規定(パワーフレックス用) (P. 15)

改定前	改定後
<p>I. 一般サービス</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 喪失届受付、再発行サービス</p> <p>キャッシュカード、印章、<del>セキュリティカード</del>を喪失したときは、利用者の依頼に基づき喪失の届出を受け付けます。また、印章の変更や、キャッシュカードの再発行の受け付けをします。</p>	<p>I. 一般サービス</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1)～(6) (現行通り)</p> <p>(7) 喪失届受付、再発行サービス</p> <p>キャッシュカード、印章を喪失したときは、利用者の依頼に基づき喪失の届出を受け付けます。また、印章の変更や、キャッシュカードの再発行の受け付けをします。</p>
<p>Ⅲ. 金融商品仲介サービス(マネックス証券)</p> <p>3. 規定の準用</p> <p>パワーコール(Ⅲ. 金融商品仲介サービス)に関して、この規定に定めのない事項については、I. の一般サービス規定および金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)により取扱います。</p> <p><del>※セキュリティカードの2023年8月27日付廃止に伴い、同日以降、この規定におけるセキュリティカードに関する記載は適用されません。</del></p>	<p>Ⅲ. 金融商品仲介サービス(マネックス証券)</p> <p>3. 規定の準用</p> <p>パワーコール(Ⅲ. 金融商品仲介サービス)に関して、この規定に定めのない事項については、I. の一般サービス規定および金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)により取扱います。</p> <p>(削除)</p>

以上

### パワーダイレクト取引規定(P.20)

改定前	改定後
-----	-----

## 8. 本人確認

(1) 本サービスにログインするにあたり、利用者は、当行の指示に従って、パワーダイレクト画面上にて3桁の店番号と7桁の口座番号からなる10桁の番号(以下「口座番号」といいます。)およびパワーダイレクトパスワードをコンピュータ端末より入力してください。

入力された口座番号およびパワーダイレクトパスワードと当行で登録しているそれらの番号・文字とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者を利用者本人と見なし、サービス・取引の取扱いをいたします。

なお、サービス・取引の種類によって、その取扱いにあたり、暗証番号、登録携帯電話番号(当行所定の方法で予め登録いただいた携帯電話番号をいい、以下同様とします。)、生年月日およびワンタイムパスワードや利用口座開設の際に当行が発行し本サービスのために利用者によって新たに登録されたセキュリティカード(以下「セキュリティカード」といいます。)の裏面に記載されている指定の欄の文字のうち当行がその都度指定する文字(以下「セキュリティカード指定記号」といいます。)など所定の事項の入力その他、当行が別途定める追加の本人確認を要する場合があります。

(2) 当行所定の方法によりコンピュータ端末より入力された口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日、ワンタイムパスワードおよびセキュリティカード指定記号などと、当行に登録してある口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日、ワンタイムパスワードおよびセキュリティカード指定記号などとの一致を確認して取扱いしましたうえは、これらの番号・文字につき不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。パワーダイレクトパスワード、暗証番号、ワンタイムパスワードおよびセキュリティカードは利用者本人の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭うことがないように十分に注意してください。パワーダイレクトパスワード、暗証番号、ワンタイムパスワードまたはセキュリティカードが盗用された疑いがあるときは、直ちに当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号により接続される電話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。)にご連絡ください。

(3) パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号または生年月日、ワンタイムパスワードおよびセキュリティカード指定記号の入力を所定の回数連続して間違えた場合、本サービスの全部または一部の利用を停止します。停止された本サービスの全部または一部の利用を再開するためには、パワーダイレクトパスワードまたは暗証番号の変更あるいは利用停止解除手続を行ってください。またセキュリティカード指定記号の入力を所定の回数連続して間違えた場合、以後セキュ

## 8. 本人確認

(1) 本サービスにログインするにあたり、利用者は、当行の指示に従って、パワーダイレクト画面上にて3桁の店番号と7桁の口座番号からなる10桁の番号(以下「口座番号」といいます。)およびパワーダイレクトパスワードをコンピュータ端末より入力してください。

入力された口座番号およびパワーダイレクトパスワードと当行で登録しているそれらの番号・文字とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者を利用者本人と見なし、サービス・取引の取扱いをいたします。

なお、サービス・取引の種類によって、その取扱いにあたり、暗証番号、登録携帯電話番号(当行所定の方法で予め登録いただいた携帯電話番号をいい、以下同様とします。)、生年月日およびワンタイムパスワードなど所定の事項の入力その他、当行が別途定める追加の本人確認を要する場合があります。

(2) 当行所定の方法によりコンピュータ端末より入力された口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどと、当行に登録してある口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどとの一致を確認して取扱いしましたうえは、これらの番号・文字につき不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。パワーダイレクトパスワード、暗証番号およびワンタイムパスワードは利用者本人の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭うことがないように十分に注意してください。パワーダイレクトパスワード、暗証番号またはワンタイムパスワードが盗用された疑いがあるときは、直ちに当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号により接続される電話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。)にご連絡ください。

(3) パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日またはワンタイムパスワードの入力を所定の回数連続して間違えた場合、本サービスの全部または一部の利用を停止します。停止された本サービスの全部または一部の利用を再開するためには、パワーダイレクトパスワードまたは暗証番号の変更あるいは利用停止解除手続を行ってください。

~~リティカードによる本人確認は利用できなくなりますのでご注意ください。~~

(4)～(5) (省略)

### 9. ~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理等

(1) ~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードは他人に使用されないよう保管してください。~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードが、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合には、当行コンタクトセンターに申し出るなどすみやかに通知してください。この通知を受けたときは、直ちにパワーフレックス取引共通規定 8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。

(2) ~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難にあった場合には、第1項に定める通知をしてください。

### 10. 盗難された~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードによる払戻し等

~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難により、他人に~~当該セキュリティカード~~を不正利用され生じた払戻しについては、当行はその損害についてなんらの補てん責任を負いません。~~セキュリティカード~~、当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理については十分にご注意ください。

### 18. 解約等

(1) 利用口座が解約された場合、本サービスも解約されたものとみなします。~~この場合、すみやかに利用者においてセキュリティカードを破棄してください。~~

(2) (省略)

~~(3) 次の場合には、本サービスの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。~~

① ~~セキュリティカードを譲渡、質入または貸与した場合~~

(4)～(5) (現行通り)

### 9. 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理等

(1) 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードは他人に使用されないよう保管してください。当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードが、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合には、当行コンタクトセンターに申し出るなどすみやかに通知してください。この通知を受けたときは、直ちにパワーフレックス取引共通規定8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。

(2) 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難にあった場合には、第1項に定める通知をしてください。

### 10. 盗難された当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードによる払戻し等

当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難により、他人に不正利用され生じた払戻しについては、当行はその損害についてなんらの補てん責任を負いません。当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理については十分にご注意ください。

### 18. 解約等

(1) 利用口座が解約された場合、本サービスも解約されたものとみなします。

(2) (現行通り)

(3) (削除)



<p>②セキュリティカードが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合</p>	
<p><b>20. 規定の準用</b>  (6)ことら送金取引に関して、この規定に定めのない事項については、当行の「ことら送金サービス利用規定」により取扱います。</p> <p>※セキュリティカードの2023年8月27日付廃止に伴い、同日以降、この規定におけるセキュリティカードに関する記載は適用されません。</p>	<p><b>20. 規定の準用</b>  (6)ことら送金取引に関して、この規定に定めのない事項については、当行の「ことら送金サービス利用規定」により取扱います。</p> <p>(削除)</p>

以上

<個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて>(P.37)

改定前	改定後
<p>(新設)</p>	<p><b>ニッセン・クレジットサービス株式会社等との個人データの共同利用</b>  SBI 新生銀行は、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指して、業務提携先であるニッセン・クレジットサービス株式会社等との連携を強化し、お客さまへより付加価値の高い商品・サービスを提供するために、次のとおりお客さまの個人データの共同利用を行います。また、共同利用にあたっては、お客さまに不利益を及ぼすことがないように、しかるべき管理態勢を整備し、金融商品取引法等関連法令等による制限がある場合には、当該法令等に則って取り扱います。</p> <p><b>1. 共同利用する個人データの項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、電子メールアドレス、年収、勤務先、家族構成、住居状況、入会申込日、カード発行日、契約条件・種類・極度額、利用した日・内容・金額・残高等の取引情報、支払の方法・履行状況、振替口座の金融機関・番号・名義、本人確認の方法・確認書類の種類・記号番号、官報・電話帳の公開情報等、資産・収入・支出、入会申込時等の申告事項(意見・要望等を含む)、配偶者の収入、その他共同利用者間において協議の上で定めた項目(但し、信用情報、要配慮個人情報を除く。)</li> <li>・当行における営業案内の結果等(契約申込の見込み、お客さまの状況、お客さまが申告した上記各情報、共同利用者が受付した当行の営業案内に関する苦情等を含む。)、その他共同利用者間において協議の上で定めた項目</li> </ul>

## 2. 共同利用者の範囲

当行及びニッセン・クレジットサービス株式会社、並びに、いずれかの親会社、子会社、関連会社、その他の関係会社、または当該親会社若しくは当該その他の関係会社の子会社のうち、当行とカードローン事業または金融商品の販売事業に関し業務提携契約を締結した会社

現在、提携する企業一覧(なお、一覧は随時更新されます。):

株式会社 SBI 新生銀行

ニッセン・クレジットサービス株式会社

## 3. 利用目的

・SBI 新生銀行グループが提供する商品・サービス等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、並びに SBI 新生銀行グループと共同利用者との事業提携に関する市場調査及び新商品・サービス等の開発・研究のため。また、実施に際して、共同利用される個人データを分析して、営業案内の効率化、お客さまに提示する契約可能額の算出(事前与信)及びその精度の向上を図るため。

・共同利用者における契約管理(与信判断、会計、契約、継続、顧客への通知及び支払いを含む。)、契約の履行、付帯サービス提供(会員向け各種ポイントサービス、キャンペーン等プレゼント商品のお届け、アフターサービス等)、事業活動における市場調査、新商品・サービス等の開発・研究のため。

## 4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

株式会社 SBI 新生銀行 <https://www.sbishinseibank.co.jp>

## 5. その他

共同利用の方法 : 個人データの共同利用の方法は、データ送信、CD-ROM 等の媒体の使用等の方法により運用させていただきます。

共同利用の停止 : ご自身の個人データについて、各種商品・サービスのご提案、ご案内目的での共同利用の停止を希望される場合、その他ニッセン・クレジットサービス株式会社等との共同利用に関する当行へのお問合せは次のお問合せ窓口までお申し出ください。

SBI 新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当)0120-456-240

以上